

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別利用の許可等	
根拠条例等・条項	堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第13条 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第25条	
所 管 課	観 光 部	観 光 推 進 課
審 査 基 準	<p>特別利用の許可等については、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例第13条及び堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則第25条に基づき審査する。</p> <p><b>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例】</b>          （特別利用の許可等）          第13条 資料の撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。          2 特別利用の許可を受けた者は、1回1点15,000円の範囲内において市長が定める利用料を納付しなければならない。</p> <p><b>【堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例施行規則】</b>          （特別利用の申請等）          第25条 条例第13条第1項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ堺市立歴史文化にぎわいプラザ特別利用許可申請書（様式第9号）により市長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。          2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。          (1) 特別利用によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。          (2) 現に資料が展示されているとき。          (3) 資料が寄託された資料である場合において、当該寄託者の同意を得ていないとき。          (4) 申請者が著作権者の承諾を得ていないとき。          (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別利用をさせることが不相当であると認めるとき。          3 特別利用の許可は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ特別利用許可書（様式第10号）を申請者に交付して行う。          4 特別利用許可書の交付を受けた者は、速やかに別表第5に定める利用料を納付しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	